

令和6年度「ひろしまユニコーン10」マーケティング・コミュニケーション業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度「ひろしまユニコーン10」マーケティング・コミュニケーション業務

2 業務目的

広島県では、いわゆるユニコーンに匹敵するような企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標としたプロジェクト「ひろしまユニコーン10」（以下、「本プロジェクト」という。）を令和4年3月にスタートさせた。本プロジェクトは、広島から世界に伍するスタートアップ企業等を生み出していくことで、東京一極集中の流れを変えることにつながるとともに、こうした企業の成長がロールモデルとなり、広島から、世界に羽ばたき大きく成長することを志す有望なスタートアップ企業等が次々と生まれ集積する好循環を生み出し、広島県において「挑戦が当たり前となる土壌・文化」の形成を目的としている。

本業務では、広島のスタートアップ企業等の支援に係る取組や成果を、県内外へ効果的な方法で発信することにより、スタートアップ企業や、投資家・ベンチャーキャピタル等支援者、メディア、学生等プロジェクトに関心を持つ人に対して、本プロジェクトを認知させ、取組への参画を促し、やがて広島が「イノベーション創出拠点」として国内外に広く認知されることを目指す。

3 定義

本仕様書で使用する用語の定義については次のとおりとする。

(1) 「ひろしまユニコーン10」プロジェクト

ユニコーンに匹敵するような企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標としたプロジェクト。世界に羽ばたき大きく成長することを志す有望なスタートアップ企業等の存在が地域の産業に刺激を与え、次なる挑戦への着火剤となるとともに、県内既存産業とも相互に刺激しあうことによって、しなやかな産業構造の形成、さらには広島に「新しいことに挑戦しやすい環境」「挑戦することが当たりの土壌・文化」が生まれることを目的としている。

詳細については、ウェブサイトを参照。（<https://hiroshima-unicorn10.jp/>）

(2) スタートアップ企業等

新しいビジネスモデルにより急成長を志す企業・個人事業主。創業年数・分野を問わず、既存企業のカーブアウトやアトツギベンチャーのような第二創業や、高等教育機関等において研究シーズ（まだ事業化していない技術・サービス等）段階にあるものも含む。

なお、広島県が主に支援する企業（以下、「支援対象企業」という。）は、広島県内に拠点がある又は県内に拠点を移す予定がある企業とする。

(3) 「ひろしまユニコーン10」アクセラレーションプログラム

本事業とは別で運営する「令和6年度「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務」（別紙 令和6年度「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務仕様書を参照）において運営する、企業の成長支援プログラムのこと。

4 事業実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日とする。

5 委託業務内容

次に掲げる業務について、企画調整の上、行うこととする。

(1) 「ひろしまユニコーン10」プロジェクト広報戦略の設計

受託者は、本プロジェクトの広報戦略を設計することとし、契約締結後1か月以内に、プロモーションするターゲットごとのプロモーション計画を取りまとめた「マーケティング・コミュニケーション計画書」を策定すること。

なお、プロモーションするターゲットは次の4つとし、本業務の企画提案において、ターゲットごとのプロモーション活動の方法及びプロモーション活動の実施スケジュールを示すこと。

<ターゲット>

- ・スタートアップ等企業
- ・投資家、VC等支援者
- ・メディア
- ・学生等プロジェクトに関心を持つ人

また、本業務でのプロモーションの成果等について取りまとめ、実績報告とあわせて報告すること

(2) 「ひろしまユニコーン10」ウェブサイト（以下、「ウェブサイト」という。）運営及び保守・管理 令和4年度に作成した本プロジェクトのウェブサイト (<https://hiroshima-unicorn10.jp/>) について、次に定める業務を行うこと。

(ア) ウェブサイトの運営

- ①本プロジェクトに関連する取組や支援対象企業について取材し、記事をnote ひろしまユニコーン10【公式】に公開し、ウェブサイトに掲載すること。

(noteのURL：https://note.com/hiroshima_u10/archives/2023)

取材記事の作成及び公開回数については、最低25回以上とし、詳細は(1)「マーケティング・コミュニケーション計画書」において提案し、県と協議の上決定する。

また、取材方法は受託者の任意の方法とするが、イベントは原則現地で取材することとする。主な取材対象案件については次のとおり。

- ・「ひろしまユニコーン10」アクセラレーションプログラムに採択された企業の活動
- ・「ひろしまユニコーン10」アクセラレーションプログラムに関連するイベント等
- ・「ひろしまユニコーン10」海外進出支援業務（令和6年度実施予定）の活動等
- ・その他、県が指定する取組（ひろしまサンドボックス、ひろしまグリーンオーシャンプロジェクト、ひろしまカーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会、ひろしま医療関連産業研究会、広島バイオテクノロジー推進協議会、県内誘致に関する取組などを想定）

また、作成した記事についてウェブサイトに掲載するとともに本プロジェクトの取組が広く知られるように拡散方法を工夫すること。

- ②NEWS、イベントページへの情報や記事の追加、更新

- ・本プロジェクトのサポートメニューの追加変更があった場合、サポートページのリンク先や内容の追加変更を行うこと。
- ・その他、県が求める内容の変更、新規ページの作成等（年間2回を想定）

③ウェブサイトの閲覧数の向上

ウェブサイトでの情報発信により、本プロジェクトを広く周知するため、ウェブサイトの閲覧数を前年度比10%上昇させる工夫を行うこと。

④レポートの提出

ウェブサイトの各ページの閲覧数を毎月末ごと集計し、月に一度県に提出すること。

(イ) ホスティングサービス及びドメイン契約

既存のウェブサイトのホスティングサービスはソフトウェアプラットフォーム「Hub Spot」を使用し運用を行っている。既存の契約が令和6年6月29日にの更新期限が到来するため、受託者は1年間の更新手続きを行い、引き続きHub Spotを使用しウェブサイトの運用を行うこと。ただし、「Hub Spot」に替え、より有効なホスティングサービスを利用出来る場合、委託料の範囲内において変更を行うことを認める。

また、ドメインについては、契約者変更を行い現在使用中のものを継続して使用すること。

(ウ) 保守管理

①セキュリティ対応

- ・導入した全てのソフトウェアに対し、セキュリティパッチを適用すること。
 - ・コンテンツに脆弱性が発見された場合に適切なセキュリティ対策を実施すること。
- なお、セキュリティパッチの適用については、システムに影響がないことを事前に検証し、県の承認をもって実施すること。

②サーバー監視

- ・障害監視及びパフォーマンス監視のための監視環境を用意し、サーバダウン等の障害が発生した場合には、直ぐにメール等で受託者に通知できる仕組みを構築すること。
- ・受託者は、障害検知のメール等を受信したときは、速やかに対応すること。

③バックアップ

- ・サーバ上に保管されたデータ一式はバックアップを取り、データ消失等の事故に備えること。
- ・万が一、事故が発生した場合には、運用停止時間を最小限に留められるよう配慮すること。
- ・具体的なバックアップの手順等については、受託者が最適と考える方法を提案すること。

④障害対応

- ・障害発生時、県からの連絡に対して、平日(土曜・日曜・祝日を除く)8:30-17:15における電話問い合わせ窓口を準備し、電話連絡で修復できるものは一次対応すること。
- また、電話での復旧ができない場合、リモート保守、エンジニアの訪問などにより、迅速に復旧させること。

⑤問い合わせフォームへの対応

ウェブサイト利用者からサイト内問い合わせフォームに質問等があった場合は、速やかに県

へ問い合わせ内容をメールで通知すること。

⑥その他

- ・ウェブサイトや設定変更等の質問には、メール・電話で問い合わせ対応をすること。
- 対応時間は、平日(土曜・日曜・祝日を除く)8:30-17:15とする。
- また、時間外であっても緊急の場合は対応を行うこと。

(3) 広報活動

本事業とは別で運営する「令和6年度「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務」及び「ひろしまユニコーン10」海外進出支援業務」（令和6年度新規実施予定）と連携し、本プロジェクトの取組について、下記の広報活動を行うこと。

①本プロジェクトの情報発信

本プロジェクトの取組について、下記媒体を使って随時情報を発信すること。

- ・「ひろしまユニコーン10」ウェブサイト
- ・「ひろしまユニコーン10」公式Facebook（投稿内容は受託者が作成し、週一回以上投稿すること）
- ・note ひろしまユニコーン10【公式】
- ・HIROSHIMA UNICORN 10 YouTube 公式チャンネル
- ・その他、受託者において効果的と考える発信媒体

②参加企業の募集、イベント告知・集客

- ・本プロジェクトに関連するプログラムが参加企業の募集等を行う場合は、本業務においても「ひろしまユニコーン10」公式Face book等を活用し告知を行うこと。
- ・本プロジェクトに関連するイベントの開催時は、イベント内容に応じたターゲットに効果的に訴求する方法で、告知・集客を行うこと。なお、イベントの回数は年間10回を想定。

③その他

その他本プロジェクトの広報において効果的と考える取組。

(4) その他

(ア) コミュニケーションに関する相談・提案

上記の他、コミュニケーションに関する県からの相談に対応するとともに、必要に応じて、より効果的と考えられる手法の提案を行い、県と協議の上、実施すること。

(イ) マイルストーンの整理

本業務を効果的に展開するため、マイルストーンを整理し、実行すること。

その他、本事業と連携して実施することが本プロジェクトの目的達成に向けて効果的と思われる取組があれば、自発的に提案を行うこと。

6 成果物

下記の「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

【成果物一覧】

成果物名	納期
「マーケティング・コミュニケーション計画書」	契約締結後 1 カ月以内
業務完了報告書	業務完了後 10 日以内

成果品の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム（〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号）とし、成果品は全て広島県に帰属する。

成果物に共通する事項としては、以下のとおりである。

- (1) ドキュメント類については、紙 1 部及び電子媒体で提供する。
- (2) プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は原則日本語を使用し作成する。

なお、成果物以外で、本事業の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (7) 受託者は、本事業を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた事項については、広島県と受託者とが協議して定めるものとする。